

平成30年度当初予算 予算要求シート

事業区分：新規・拡充 マスタープラン：3つの挑戦 施策番号：1-6 局・課名：市民人権局・消費生活センター

事業名	消費者対策事業	事業費(千円)	平成28年度決算額	平成29年度予算額	平成30年度要求額
			68,402	73,392	69,388
事業概要	【目的】 消費者と事業者の間には、情報の質・量・交渉力等の格差が存在し、消費者被害、消費者問題が複雑・多様化して発生している。本市では、堺市消費生活条例に基づき策定した第2期堺市消費者基本計画に従い、平成28年度から平成32年度までに推進する総合的、計画的な消費者施策、取り組むべき施策の方向と内容を定め、消費者の権利の尊重、消費者の自立支援を実現するために必要な施策を実施し、市民の消費生活の安定及び向上を図っていく。	債務負担行為	期間		要求額(千円)
		H ~ H			
	【内容】 本市の消費者施策を総合的、計画的に推進するため、堺市消費者基本計画に基づき、以下の事業を実施する。 ・消費生活相談事業 (専門相談員の配置、相談員スキルアップ研修、相談業務用専門図書購入、弁護士等の専門家の知見見識の習得) ・消費者教育・啓発事業 (市内中高生への啓発、小中教員向け研修、大学生向け啓発、市民向け講座等の開催、啓発物配布等) ・消費生活審議会及び苦情処理委員会の運営 ・業者指導・立入検査の実施	主な要求内容 (単位:千円)			
		項目	29年度予算	30年度要求額	内容・積算等
		消費生活相談事業	34,108	34,181	相談員報酬等33,557、研修旅費等624
		消費者教育・啓発事業	11,595	7,543	講師謝礼等2,344、消耗品3,848、印刷製本費439、会場借上等911
		消費生活審議会及び苦情処理委員会の運営	405	405	審議会、苦情処理委員会関係
		業者指導・立入検査の実施	3,159	3,155	嘱託報酬等
		訴訟資金貸付	300	300	
		その他	23,825	23,804	建物借上等
		合計	73,392	69,388	
スケジュール(経過及び今後展開)					
【経過(~29年度)】 第2期消費者基本計画に基づいた各施策を効果的に実施。		【30年度】 第2期消費者基本計画に基づき各施策を効果的に実施するとともに消費生活センターの認知度向上を図る。		【今後予定(31年度~)】 第2期消費者基本計画に基づいた各施策を効果的に推進するとともに進捗状況・課題等を踏まえ、第3期計画改定に向けた改善・見直しを図っていく。	
その他 特記事項					
みんなの審査会対象外 関連事業:					
【今年度要求のポイント】 29年度は消費者被害の未然防止・軽減及び消費生活センターの認知度向上を図る観点から、市民参加・民間企業との協働による啓発事業を展開していくため、多くの市民にPR可能な市内大型商業施設に出向いての効果的かつ印象に残る啓発事業実施に係る経費が主な要求内容であった。30年度は、要求金額ベースでは国の交付金活用期間が終了する事業との関係により、昨年度と比較して低廉化されているものの、近年急増している特殊詐欺被害の未然防止に向けた啓発・注意喚起を積極的かつ重点的に行うための啓発チラシの作成・配布や出張啓発事業の中での啓発PRの拡充・強化を行っていくとともに、国の交付金活用期間が終了する相談員レベルアップ研修事業や中高生の消費者教育推進に関わる啓発事業については、市民生活に直結した消費者トラブルを解決していく上で不可欠の事業であることから、より一層充実した事業展開を継続していくため予算要求するものである。					